

白河市議会基本条例

平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権が始まり、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、地方自治体の自己決定と自己責任の原則がより一層拡大されました。

これにより、議員の合議体である議会は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた二元代表制の一方を担う存在として、その果たすべき責務がますます増大しています。

また、平成26年4月に施行された白河市自治基本条例（平成25年白河市条例第28号。以下「自治基本条例」という。）において、本市のまちづくりの基本理念、基本原則等が定められ、まちづくりの主体である市民、市そして市議会のそれぞれの役割が明らかにされました。

このことから、市議会は、まちづくりの主体の一員として市民及び市との信頼関係を深め、市議会の役割を明確にして、市長と市議会がお互いの立場で議論を交わすことにより、自治基本条例の目指すべき「市民共楽のまち白河」を築いていく必要があります。さらに、議員同士が自由闊達な議論を交わし、自らの創意工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、公平・公正で開かれた議会を目指すことにより、真の地方自治の実現に邁進していかなければなりません。

よって、ここに市議会は、地方自治の本旨に基づいて、その果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、もって市民の負託に伝えていくことを決意し、市議会としての基本原則を定めるため、白河市議会基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、自治基本条例第8条に定める市議会の役割をより明確にするとともに、地方自治の本旨に基づき議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、市民の声に的確に答え、市民の福祉の向上及び公平・公正な市政の発展に寄与することを目的とします。

（議会の活動原則）

第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見を基に政策立案及び政策提言に努めること。
- (4) 議決責任を果たすため、市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすこと。
- (5) 市民本位の立場から適正な市政運営が行われているかを監視すること。
- (6) 市民の議会に対する関心が高まるよう、議会運営をわかりやすい方法で行うこと。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければなりません。

- (1) 議会が言論の府であり、かつ、合議制の機関であることを意識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握すること。
- (3) 不断の研さんにより議員としての資質を高めること。
- (4) 市民全体の奉仕者及び代表者として、ふさわしい活動をすること。

(5) 市議会の構成員として、一部地域及び団体の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議長の活動原則)

第4条 議長は、議員を代表し、中立・公正を旨として職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければなりません。

2 議長は、議会の権能を十分に発揮するとともに、議会における品位の保持に先導的な役割を果たすよう努めなければなりません。

(会派)

第5条 議員は、議会の活動を行うに当たり、会派を結成することができるものとします。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとします。

3 会派は、政策立案及び政策提言に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとします。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催するものとします。

(委員会の活動)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、適切な運営により、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に対し、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとします。

2 委員会は、閉会中においても所管事務調査を実施するとともに、積極的に政策提案を行うよう努めるものとします。

(質疑応答の原則)

第7条 本会議における一般質問は、市政上の論点又は争点を明確にするため、一問一答の方法により行うものとします。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して論点又は争点を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、反問することができるものとします。

(危機管理体制の充実)

第8条 議長は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害（以下「災害」という。）が発生した場合は、必要に応じて白河市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置するものとします。

2 災害対策会議は、各地区において議員が調査した災害の状況又は市民の意見、要望等を取りまとめ、白河市災害対策本部と相互に協力しながら、情報の提供、提言等を行うものとします。

(市民と議会との関係)

第9条 市議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければなりません。

2 市議会は、委員会を可能な限り公開するものとします。

3 市議会は、公聴会及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的知見を議会の討議に反映させるものとします。

4 市議会は、請願及び陳情の審査においては、必要に応じ、提案者の意見聴取を行う機会を設けることができるものとします。

5 市議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市民との意見交換会等を開催するものとします。

(議会と市長等との関係)

第10条 市議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の下、常に市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、お互いの役割を尊重しつつ、市勢の発展に取り組まなければなりません。

(議員間討議による合意形成)

第11条 市議会は、議会が言論の府であることを踏まえ、議員間の自由な討議を中心に運営するよう努めるものとします。

2 市議会は、委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員間の議論を尽くすよう努めるものとします。

(政策立案及び政策提言)

第12条 市議会は、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、決議等を行い、市長等に対し、政策提言を行うものとします。

(政務活動費)

第13条 議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとします。

2 議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとします。

3 市議会は、政務活動費を公表することにより、政務活動費の透明性の向上に努めるものとします。

(議会モニターの設置)

第14条 市議会は、よりよい議会運営を推進するため、議会モニターを設置します。

2 議会モニターに関する必要な事項は、議長が別に定めるものとします。

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、白河市議会議員政治倫理条例(平成27年白河市条例第27号)に定める事項を遵守し、品位の保持に努めなければなりません。

(説明責任)

第16条 市議会は、議決責任を果たすため、議案等を議決し、市又は市議会としての意思決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有するものとします。

2 市議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有するものとします。

(議会図書室)

第17条 市議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとします。

(議会及び議員研修の充実)

第18条 市議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、各分野の専門家等を招き、議員研修を実施するものとします。

2 議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、自ら積極的に調査研究に努めるものとします。

(予算の確保)

第19条 市議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとします。

(議会事務局の体制整備)

第20条 市議会は、委員会及び議員の政策立案等の補助体制を充実させるため、議会事務局の体制及び法制機能の強化を図るものとします。

(見直し手続等)

第21条 市議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係わる
不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行うもの
とします。

2 市議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、
本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければなりません。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。